

別紙

諮問第1726号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日〇時〇分から同日〇時〇分までの間の〇〇警察署〇〇交番内の防犯カメラの映像」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和5年3月30日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和5年10月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年5月12日に実施機関から理由説明書を収受し、同年5月28日（第230回第三部会）から同年7月23日（第232回第三部会）まで、3回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件非開示決定について

実施機関は、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることで、「特定日時における特定警察署の特定交番に設置されたカメラで撮影された映像」（以下「本件請求文書」という。）が現に保存されているか否かを明らかにすることとなり、その結果、犯罪を企図する者等が各種不法行為を潜在化・巧妙化させたり、対抗措置を講じたりするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例7条4号に規定する情報を開示することとなるとして、条例10条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する本件非開示決定を行った。

イ 本件請求文書に係る存否応答拒否の妥当性について

審査請求人は、審査請求書等において、開示請求の理由を自身が特定交番内で特定の警察官から取扱いを受けた際の防犯カメラ映像を物理的な証拠として入手するための手段であり、請求内容を審査請求人等が映った映像のみに変更等をする旨主張し、審査請求人本人が撮影された交番内の防犯カメラ映像に限定して開示を求めている。

しかしながら、条例は、開示決定等又は開示請求拒否決定をした後に開示請求者が開示請求の内容を変更した場合、その変更に応答しなければならないとする義務を課していない。よって、審査請求人は本件非開示決定を受け、審査請求書等において開示請求の内容を変更する旨の主張をしているが、審査会は、同主張に拘束されることなく、本件非開示決定が妥当であるかどうかについて検討をする。

実施機関は、交番に設置された防犯カメラ映像は、交番施設内外における不法行為や不測の事態に対する証拠保全等に活用されるものであり、本件請求文書が存在しているか否かを答えることで、同映像が現に保存されているか否かが明らかとなり、その結果、各種不法行為を企図する者が、交番に設置された防犯カメラ映像の保存期間を把握することとなり、その工作活動を潜在化・巧妙化させ、ひいては捜査状況等が推測され、対抗措置を講ずるなど犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

審査会が検討したところ、過去に、交番に対する襲撃事件が発生しているなどの交番の特殊性から、本件請求文書の保存の有無を明らかにすると、犯罪を企図する者等が、各種不法行為を潜在化・巧妙化させ、対抗措置を講ずることが可能となる

とする実施機関の説明は、首肯できる。また、昨今の防犯カメラ映像を用いた犯罪捜査上の証拠保全の観点からも、本件請求文書の保存の有無が明らかとなることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であるため、条例7条4号に該当する。

そうすると、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで条例7条4号に規定する情報を開示することになるから、条例10条により、実施機関が本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件非開示決定は妥当である。

もともと、審査請求人の主張は、本人等が撮影された交番内の防犯カメラ映像だけでも開示を求めるという趣旨であるとも考えられるが、そうであるとすれば、以下のとおりである。

条例10条は、同条所定の要件に該当するときに開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる」と定めている。さらに条例5条の規定によれば、条例に基づく開示請求の対象を「情報」ではなく「公文書」としていることは明らかであり、条例10条に基づく本件非開示決定は、「公文書」を単位として拒否することができるかどうか判断されるのであるから、実施機関が本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる以上、開示請求の対象を本件請求文書に記録されている「情報」の一部に限定したとしても、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる」との結論に変更は生じない。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ